

# 総点検実施要領（案）

【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】

平成25年2月

国土交通省 道路局

## 目 次

1. 適用の範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検対象、点検部位及び点検項目	1
4. 点検方法	5
5. 応急等の措置	5
6. 点検結果の判定	5
7. 点検の記録	6
点検結果の記録様式	8

## 1. 適用の範囲

総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における道路附属物のうち、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置（以下「標識等」という。）の点検に適用する。その他、支柱形式を有するCCTV設備等の点検にも準用することができる。

トンネル、橋梁及び横断歩道橋に設置された標識等については、総点検実施要領（案）【道路トンネル編】、総点検実施要領（案）【橋梁編】及び総点検実施要領（案）【横断歩道橋編】において規定されており、それぞれの点検要領によるものとする。

また、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路への適用を主に考えているが、その他の道路にも準用できる。

なお、本要領（案）は、主として市町村等の地方公共団体が総点検を実施する際の参考として作成したものであるが、各道路管理者が別の点検要領等により本要領（案）の点検内容を超えての点検等を実施することを妨げるものではない。

点検の具体的な方法等については、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（平成22年12月、国土交通省道路局国道・防災課）を参考とする。

## 2. 点検の目的

標識等について、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から、施設の健全性の点検を行うとともに、あわせてナットの締直し等の応急措置を行うことを点検の目的とする。

## 3. 点検対象、点検部位及び点検項目

### （1）点検対象

点検対象は、道路管理者が設置した道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置としているが、設置箇所数が膨大であるため、効果的に点検を実施する観点から、道路の頭上に設置されている規模が大きい施設（例えば門型式）など、第三者被害が大きくなるおそれが高い施設について、優先的に点検を行うものとする。その他の支柱形式を有する施設（CCTV設備等）については、各道路管理者の判断により必要に応じて点検を実施する。

なお、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（平成22年12月、国土交通省道路局国道・防災課）または同等の内容の要領等により点検を実施している施設については、各道路管理者の判断で点検を省略することができる。

以下の1)～3)に点検を行う施設の種類を示す。

#### 1) 道路標識

路側式※、片持式（オーバーハング式）、門型式（オーバーヘッド式）、添架式

※路側式については、歩道等の頭上に設置されたものなど第三者被害が想定されるものを対象とする。

#### 2) 道路照明施設

ポール照明方式（ハイマスト照明方式を含む）、添架式（構造物取付照明方式を含む）

#### 3) 道路情報提供装置

道路標識に準ずる

以下に、それぞれの施設の概略図を示す。

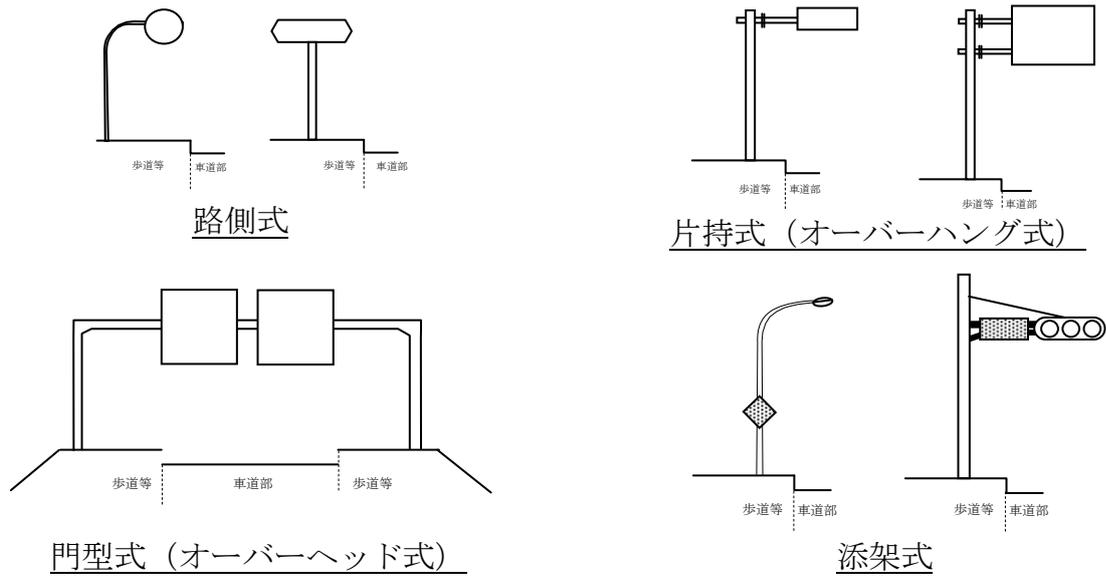


図-1 点検対象 (道路標識、道路情報提供装置)

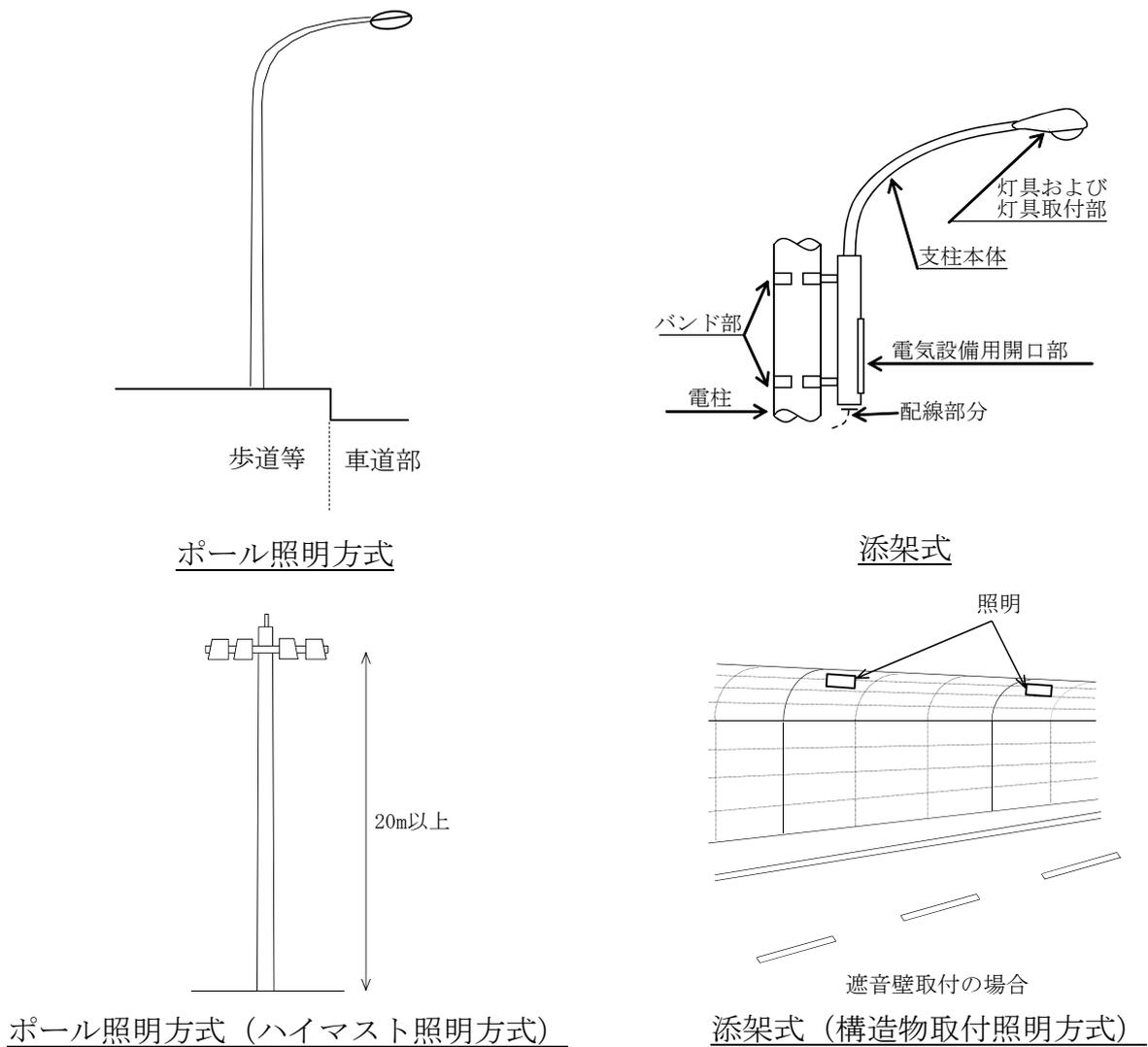


図-2 点検対象 (道路照明)

## (2) 点検部位

標識等については、これまでの知見から、損傷等が生じやすい弱点部があることがわかっている。また、様々な構造形式が存在し、例えば道路照明施設では信号機と統合したものや地域景観に配慮してデザインされたものがあるなど多様な構造を有する。従って、標識等の構造的特徴を考慮した弱点部に着目し、効果的に点検部位を設定することが必要となる。

標識等について、共通する点検部位としては、支柱等の本体、支柱等と各部の接続部、支柱基部がある。道路照明施設及び道路情報提供装置の固有の点検部位として電気設備用開口部があり、道路情報提供装置の固有の点検部位として管理用の足場や作業台がある場合がある。

表-1.1～1.3 に標識等の点検部位を示す。

## (3) 点検項目

標識等の部材は、鋼部材およびコンクリート部材に大きく分けられる。鋼部材については、亀裂、腐食、ゆるみ・脱落、破断について点検するものとし、コンクリート部材については、うき、剥離、ひびわれについて点検する。

表-1.1～1.3 に標識等の点検項目を示す。

表-1.1 道路標識の点検部位と点検項目

点検部位		点検項目					
		鋼部材				コンクリート部材	その他
		き裂	腐食	ゆるみ・脱落	破断	うき、剥離、ひびわれ	
本体	支柱本体						
	横梁本体						
	標識板						
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	横梁仕口溶接部						
	横梁取付部						
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	標識板取付部						
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)					
		路面境界部(GL-40)					
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部					
		基礎コンクリート部					
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部					
		柱・ベースプレート溶接部					
		アンカーボルト・ナット					
基礎コンクリート部							

注: ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

表-1.2 道路照明施設の点検部位と点検項目

点検部位		点検項目					
		鋼部材				コンクリート部材	その他
		き裂	腐食	ゆるみ・脱落	破断	うき、剥離、ひびわれ	
本体	支柱本体(添加型のバンド部を含む)						
	支柱内部						
	支柱分岐部(Y型のみ)						
	灯具						
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	配線部分						
	灯具取付部						
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)					
		路面境界部(GL-40)					
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部					
		基礎コンクリート部					
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部					
		柱・ベースプレート溶接部					
		アンカーボルト・ナット					
		基礎コンクリート部					
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)						

注: ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

表-1.3 道路情報提供装置の点検部位と点検項目

点検部位		点検項目					
		鋼部材				コンクリート部材	その他
		き裂	腐食	ゆるみ・脱落	破断	うき、剥離、ひびわれ	
本体	支柱本体						
	横梁本体						
	情報板						
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	横梁仕口溶接部						
	横梁取付部						
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	情報板取付部						
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)					
		路面境界部(GL-40)					
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部					
		基礎コンクリート部					
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部					
		柱・ベースプレート溶接部					
		アンカーボルト・ナット					
		基礎コンクリート部					
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)						
	管理用の足場・作業台						

注: ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

## 4. 点検方法

点検方法は、近接目視を基本とし、適宜、触診、打音等を行う。また、必要に応じて、板厚調査等を実施するものとする。

なお、点検にあたって、他施設の点検結果を活用するなど、連携を図ることが望ましい。

### 1) 近接目視

点検部位に対して点検用資器材（点検ハンマー、ルーペなど）を併用して近接目視を行う。路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合は、路面境界部の掘削を伴う目視点検を行う。また、ナットの緩み等の確認のため、適宜、触診、打音等を行うものとする。今後の点検のため、ボルト・ナットに合いマークの設置を行うことが望ましい。

### 2) 板厚調査等（必要に応じて実施）

近接目視の結果を踏まえ、必要に応じて超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂探傷試験等を実施する。

## 5. 応急措置等

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例としては、次が挙げられる。

- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下の可能性がある部品等の撤去

この要領では、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点からの異常の発見を主目的としていることから、異常発見後の措置については規定していない。異常を発見した場合は、適切な補修工事・撤去・更新等を行うことが肝要である。

## 6. 点検結果の判定

発見された損傷内容毎に次の判定を行う。

- 判定Ⅰ： 異常なし
- 判定Ⅱ： 経過観察の必要あり
- 判定Ⅲ： 施設の倒壊、落下等のおそれあり

なお、判定Ⅱは、今後、継続的に点検を行う維持管理サイクルを実施するための情報を把握する目的で設けた区分であり、必要に応じて道路管理者の判断で割愛してもよい。この場合、判定Ⅱに相当する損傷内容は、今回の点検では判定Ⅰとし、引き続き、日常管理の中で適切に対応していく必要がある。

損傷内容と判定区分は、表-2を標準とする。なお、表-2は、車両の衝突により生じた変形、欠損などを発見する日常管理の一環で行う点検とは異なる観点で判定するものであり、車両の衝突により生じた変形、欠損などを今回の点検で発見した場合には、適切な措置をとることが肝要である。

表-2 損傷内容と判定区分

	損傷内容	判定区分	損傷状況	備考
鋼部材	き裂	I	損傷なし	
		II	損傷は表面的であり、部材の落下、転倒の恐れはない。	
		III	部材の落下、転倒の恐れがあるき裂が生じている。	
	腐食	I	損傷なし	
		II	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。 孔食が生じているが貫通していない。	
		III	表面に著しい膨張が生じているか又は明らかな板厚減少が視認できる。 貫通した孔食が生じている。	
	ゆるみ・脱落	I	損傷なし	
		II	—	
		III	ボルト・ナットの脱落がある。 ボルト・ナットのゆるみがあり、脱落の恐れがある。	
	破断	I	損傷なし	
		II	—	
		III	ボルトの破断がある。 支柱等の部材の破断がある。	
コンクリート部材 (支柱の取付基部)	うき、剥離、ひびわれ	I	損傷なし	
		II	軽微なうき、剥離、ひびわれが生じている。	
		III	著しいうき、剥離、ひびわれが生じている。	
その他			電気設備用開口部のパッキンの劣化、滞水状況などを判定する。 部材の落下、転倒の恐れ観点で判定する。	

## 7. 点検の記録

点検結果は、次の様式に記録し、次回点検時や日常管理等に活用できるよう保管する。

- ① 点検記録票（総括票）
- ② 点検記録票（損傷記録票）

点検結果については以下の要領で「点検記録票（総括票）」を作成し、異常のあったものは「点検記録票（損傷記録票）」を作成する。

## ① 点検記録票（総括票）

「点検記録票（総括票）」に標識等の基本情報と点検結果を記録し、点検をできなかった部位がある場合には、点検予定を記録する。

基本情報のうち、道路台帳等、既存の資料で代替できる項目は、代替してもよい。

### 《記入要領》

#### (1)基本情報

基本情報として、路線名等の情報、支柱形式等の情報を記載する。

緯度・経度については、支柱の位置で計測し、支柱が道路の両側にある場合は、いずれかの支柱の位置で計測して、世界測地系で0.1”単位まで記載することとする。

また、「海岸からの距離」と「融雪（凍結防止）剤散布路線」は、塩分による腐食への影響の把握、「防雪対策実施路線」は、雪荷重の影響の把握、「風規制実施路線」は、風荷重の影響の把握を目的として記録する項目である。それぞれ以下に従い記録する。

- ・海岸からの距離には、標識等の設置箇所から最も近い海岸までの距離を選択する。
- ・融雪（凍結防止）剤散布路線には、散布がある場合は「該当する」、無い場合は「該当しない」を選択する。
- ・防雪対策実施路線には、防雪対策（防雪柵、防雪林、雪崩柵、スノーシェルター等）が設置されている場合は「該当する」、設置されていない場合は「該当しない」を選択する。
- ・風規制実施路線には、風や吹雪等による通行止め規制が規定されている場合は「該当する」、規定されていない場合は「該当しない」を選定する。

なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、付図、写真等により示しておく。

#### (2) 点検結果

①点検状況： 「済」「未」「外」で該当するものに○をつける

「済」は、点検を実施した部位であることを示す。

「未」は、点検ができなかった部位であることを示す。「未」の場合、(3)点検予定を記載する。

「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

②対象の有無： 対象部位の有無を「有」「無」で該当するものに○をつける

③判定結果： 判定結果を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」で該当するものに○をつける

「Ⅲ」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成。

④異常の内容： 判定結果が「Ⅱ」「Ⅲ」の場合は、表-2の損傷状況を参考に異常の内容を記載する。ただし、「Ⅲ」の場合は、「点検記録票（損傷記録票）」を作成するため、割愛してもよい。

⑤応急措置等： 「Ⅰ」「Ⅱ」「未」で該当するものに○をつける

「Ⅰ」は、撤去・更新等の恒久措置を実施し、異常なしと判定された部位であることを示す。

「Ⅱ」は、ナットの締直し等の応急措置を実施し、経過観察の必要ありと判定された部位であることを示す。

「未」は、措置を実施できなかった部位であることを示す。

⑥応急措置等の内容 : 実施した応急措置等の内容を記載する。ただし、判定結果が「Ⅲ」の場合は、「点検記録票（損傷記録票）」を作成するため、割愛してもよい。

⑦弱点部の追加 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位には、標識等の構造的特徴を考慮した弱点部があれば、「その他」に追加するものとする。

⑧重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位の他に、重大事故に繋がる損傷発見の有無について記録する。

(3)点検予定

点検ができなかった場合に、記入する。点検ができなかった部位、理由、点検予定時期、点検方法（案）を記録する。

② 点検記録票（損傷記録票）

異常があった部位毎に、損傷の種類、応急等の措置を実施した場合はその内容、応急等の措置ができなかった場合は、その理由、実施予定時期、実施予定内容を記録する。

また、異常があった部位の位置と損傷程度を後日特定できるようにポンチ絵や写真を貼付する。

## 点検結果の記録様式

# 点検記録票（総括票）

## 道路標識

### (1)基本情報

道路標識管理番号					
路線名	上り・下り	緯度※1		経度※1	
所在地		距離標※2		センサス 区間番号※2	
管理者		設置年月		車道幅員	

支柱形式	路側式・片持式(逆L型・F型・テーパーポール型・T型)・門型式(オーバーヘッド型)・添架式・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
表面処理形式	塗装式・亜鉛めっき式・塗装式+亜鉛めっき式・その他

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

### 位置特定のための付図、写真等

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1" 単位まで記入する。

※2 距離標、センサス区間番号がある場合は記入する。

(2) 点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	標識板	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁仕口溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	標識板取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		路面境界部(GL-40)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		アンカーボルト・ナット	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
その他		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載						
その他特記事項								

(3) 点検予定

点検ができなかった部位		ポンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由)等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

## 道路照明施設

### (1)基本情報

道路照明施設管理番号					
路線名	上り・下り	緯度※1		経度※1	
所在地		距離標※2		センサス 区間番号※2	
管理者		設置年月		車道幅員	

支柱形式	ポール照明方式（テーパーポール型・直線ポール型・Y型）・添架式・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
灯具形式	KSC-4・KSC-7・KSN-2・KSN-3・KSN-2-H・KSN-3-H・KC4・その他
表面処理形式	塗装式・垂鉛めつき式・塗装式+垂鉛めつき式・その他

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1"単位まで記入する。

※2 距離標、センサス区間番号がある場合は記入する。

(2)点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体(添加型のバンド部を含む)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	支柱内部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	支柱分岐部(Y型のみ)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	灯具	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	配線部分	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	灯具取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		路面境界部(GL-40)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		アンカーボルト・ナット	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未			
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載						
その他特記事項								

(3)点検予定

点検ができなかった部位		ポンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由)等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

道路情報提供装置

(1) 基本情報

道路情報提供装置管理番号				
路線名	上り・下り	緯度※1		経度※1
所在地		距離標※2		センサス 区間番号※2
管理者		設置年月		車道幅員

支柱形式	路側式・片持式(逆L型・F型・テーパーポール型・T型)・門型式(オーバーヘッド型)・添架式・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
表面処理形式	塗装式・亜鉛めっき式・塗装式+亜鉛めっき式・その他

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1"単位まで記入する。

※2 距離標、センサス区間番号がある場合は記入する。

(2) 点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	情報板	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁仕口溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	情報板取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		路面境界部(GL-40)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		アンカーボルト・ナット	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	管理用の足場・作業台	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載						
その他特記事項								

(3) 点検予定

点検ができなかった部位		ボンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由) 等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

点検記録票（損傷記録票）

点検対象	道路標識・道路照明施設・道路情報提供装置
管理番号	

No.		
対象部位		
損傷の種類		
応急措置	実施	実施内容
	未実施	できなかった理由
		実施予定時期
		実施予定内容
<p>ポンチ絵・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部位</li> <li>・損傷部位と損傷程度</li> <li>・応急措置の前後 等</li> </ul>		

注1: 1つの部位につき、なるべく1枚で作成

注2: No.欄には、各施設1基ごとに、通し番号を記載